

平成 28 年度大気汚染状況の測定結果について

1. 平成 28 年度大気汚染常時監視結果について

高知県及び高知市は、大気汚染の状況を把握するため、自動測定機を高知市、南国市、香美市、安芸市、いの町、須崎市及び四万十市の測定局に設置し、一般環境大気測定局（以下「一般局」という）9 測定局と、道路沿道の自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という）1 測定局において、大気汚染物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化炭素）を常時監視しました。

表 1. 測定局及び測定項目一覧（環境基準達成状況）

測定局		項目	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素
			(SO <sub>2</sub> )	(NO <sub>2</sub> )	(Ox)	(SPM)	(PM2.5)	(CO)
一般局	安芸市	安芸	○	○	×	○	○	
	香美市	土佐山田			×		○	
	南国市	稲生				○		
	高知市	介良	○	○	×	○	○	
		南新田町	○	○	×	○		
	いの町	伊野合同庁舎	○			○	○	
	須崎市	押岡公園	○	○		○		
		須崎高等学校	○			○	○	
四万十市	中村	○	○	×	○	○		
自排局	高知市	朝倉		○		○	○	

(注)土佐山田局(香美市)は、平成 28 年 4 月から測定を開始しました。

南国大篠局(南国市)及びはりまや橋局(高知市)は、平成 28 年 3 月に廃止されました。

表 1 のとおり、一般局で測定している二酸化硫黄（7 測定局）、二酸化窒素（5 測定局）、浮遊粒子状物質（8 測定局）及び微小粒子状物質（6 測定局）については、すべての測定局で環境基準を達成していました。一方、光化学オキシダント（5 測定局）はすべての測定局で環境基準を達成していませんでした。

自排局で測定している二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については、環境基準を達成していました。

全ての測定局で環境基準を達成していなかった光化学オキシダントは、全国でもほとんどの測定局で環境基準が達成されておらず、本県で観測されるものは、主に自然界や域外由来のオゾンであると考えられています。

また、微小粒子状物質は、平成 25 年 3 月に環境省から微小粒子状物質に対する注意喚起のための暫定的な指針が示されていますが、本県での注意喚起の実施はありませんでした。

## 2. 平成 28 年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果について

有害大気汚染物質のうち健康リスクが高い 23 物質が優先取組物質として指定されています。この優先取組物質のうちベンゼン等 22 物質について、高知市、須崎市、いの町の 3 か所で一般環境、高知市の 1 ヶ所で道路沿道の調査を実施しました。

一般環境及び道路沿道の調査結果は、環境基準の設定されている 4 物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）、及び指針値の設定されている 9 物質（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及び無機マンガン化合物）とも、全測定地点で環境基準値及び指針値に適合していました。

表 2. 有害大気汚染物質の環境基準値・指針達成状況

区分	地域分類	一般環境			沿道
	市町村	高知市	須崎市	いの町	高知市
	測定地点	介良	須崎高等学校	伊野合同庁舎	朝倉
環境基準 設定	ベンゼン	○	○	○	○
	トリクロロエチレン	○	○	○	○
	テトラクロロエチレン	○	○	○	○
	ジクロロメタン	○	○	○	○
指針値 設定	アクリロニトリル	○	○	○	○
	塩化ビニルモノマー	○	○	○	○
	水銀及びその化合物	○	○	○	○
	ニッケル化合物	○	○	○	○
	クロロホルム	○	○	○	○
	1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○
	1,3-ブタジエン	○	○	○	○
	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○
マンガン及び無機マンガン化合物	○	○	○	○	